

地産地消推進及び物価高騰支援事業 配布用新米納入仕様書

（総則）

第 1 条

本仕様書は、地産地消推進及び物価高騰支援事業（以下、「本事業」という。）により、筑前町（以下、「発注者」という。）が全町民を対象に配布する新米の納入のため必要な事項を定めたものである。

（目的）

第 2 条

本事業は、主食用米の価格高騰により食事に掛かる費用負担が増大しているため、負担軽減の対策として米を全町民に配布するもの。なお、地産地消の推進による生産者と消費者の結びつきの強化、地域の活性化等及び食料自給率の向上を図るため、町内産の米を配布する。

（納入仕様等）

第 3 条

（1）納入品

- ・令和 7 年筑前町内産米（新米）であること。

（2）納入量

- ・1 事業者あたり、最低 5 トン以上の納入が可能であること。

※本事業における必用総量 約 155 トン。

（3）納入形態

- ・5kg 袋（紙袋不可）による。なお、発注者指定表記入りとする。

（4）納入時期及び場所

- ・発注者が指定する時期及び場所とする。また、それらについて柔軟に対応できること。

※令和 7 年 12 月を予定。

（5）納入価格

- ・袋代、配送料を含み、1 袋当たり税別 4,000 円から 4,400 円で納入が見込めること。

※市場の動向により協議。

（その他）

第 4 条

- （1） 本事業における配布用米の納入希望者は、筑前町内に本店、支店、店舗、自宅（個人事業の場合）があるものに限る。

- （2） 納入にあたり、一度に予定量を配布できない可能性もあることから、事前に量の確認を行うこと。なお、状況に応じて引取りを含めた一時保管を依頼する場合もある。

- （3） 本仕様書に記載の無い事項が発生した場合、受注者は速やかに発注者と協議するものとする。